

パブリックコメント制度実施要綱

平成 30 年 1 月 9 日訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、町の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、町民参画による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対し納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

3 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもののうち、町民生活に広く影響を与え、実施機関が必要と認めるものとする。

- (1) 総合計画その他の町の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画又は、大規模な施設整備計画の策定又は改定
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は、町民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃に係る基本となる方針
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象施策が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 町民の意見を聴取する手続が法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当するもの(以下「計画等」という。)の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、概要、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 実施機関は、第1項に規定する計画等の案の公表にあたっては、必要に応じて構想又は検討の段階で行うよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 実施機関の担当課、室等における閲覧
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

2 前項に規定にかかわらず、計画等の案における資料が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、計画等の案の関係資料全体については、担当課における閲覧のみとすることができる。

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、広報しんとくへの掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、町民への周知に努めるものとする。

4 前条の規定による公表を行う際には、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から1か月以上の期間を定めて、当該計画等の案についての意見等を求めるものとする。ただし、1か月の期間を設けることができない特別の理由があるときは、その理由を公表の上1か月未満の期間とすることができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクス
- (3) 電子メール
- (4) 指定する場所への直接書面による提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 実施機関は、町民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、次に掲げる

事項を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 意見提出により受けた意見の概要

(2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方

(3) 計画等の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 提出された意見等に対する個別の回答は要しないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第2項の公表の方法については、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(適用除外)

第8条 実施機関は、附属機関その他これに類するものがこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告や答申等に基づき、計画等の立案を行うときは、この要綱に定める手続を行わないことができる。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。